

小作争議調查表

No. 151

(月報番號第一九四號)

(昭和九年十二月分)

財團 農協會 福岡出張所

場 所	浮羽郡江南村志新治	
	發生	昭和九年十二月十日
關係人員	地主 倉三陸支 小作人 柳支丸	關係地 種類面積 田 七畝
地主關係團體	ナシ	小作人關係團體 日農九同浮羽郡聯合會 江南支部
原因	該田は十月十日迄の小作契約ありしを以て地主の之を返還せよとす。小作人惣志新治同。	
要 求 項	土地返還要求	
經 過	小作人は要求に應ず。近自中々季蒔の準備を進め、あり、地主は其の態度に備へ、或程度、犠牲を拂ふ目的を懐き、計畫し、事態を變化せんとす。右行新治署より調停の請求二十日に至り、右条件は解決せり。	

備考

結果

一、各地主は「作」に本件土地を引續耕作せしむ。
 二、地主各元市より所有田二反餘を歩口既上小作人の他の貸し度小作を以て該地は即引返還せしむ。
 三、昭和七年八年の三ヶ年滞納小作料は各地主全計十八反八斗餘、冬は二割引とし、山石は(四割)は昭和九年度小作料と共に納入し、残額は昭和十年度より五ヶ年を賦せしむ。
 四、右五ヶ年賦の小作料、為現上小作人住居の住家一種を抵保し、抵當取設置せしむ。但し昭和十年一月十日迄、手續を履行せしむ。調停修成は無効とす。
 五、昭和九年一度小作料は、地名元市、分七割、各房系、青房、分各二割五分賦せしむ。
 六、地主側は埋起中、折協を在田項、登記手續終了と共に取下げを有す。
 七、廿也、調停修成は一般、例に據り、以て右果。